(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
北海道釧路郡釧路町尾幣古字港町二一三番三地内	後前	一一七・〇メートル 七五・〇メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月一日

その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧所
二百三十号	北海道瀬棚郡今金町字花石二二八番一地内	開北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道瀬棚郡今金町字中里二〇六番一から同町字中里一九六番一瀬棚郡今金町字中里一〇六番一まで	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字中里五六番七から同町字中里五五番一瀬棚郡今金町字中里一〇番一まで	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字中里一〇番一から同町字中里二三番一瀬棚郡今金町字住吉三二五番四地内	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字住吉四四七番二四地内	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字住吉三七八番一地内	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字住吉一一〇番一から同町字住吉一〇九番一瀬棚郡今金町字住吉一一〇番一まで	〃
一及二百三十一号	六石狩市浜益区川下二二〇一番四から同市浜益区浜益一〇番三まで	開北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	石狩市浜益区浜益五番一から同市浜益区浜益五六〇番一まで	〃
四百五十三号	伊達市大滝区本郷町四一三番五地内	開北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年十月一日

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第19条第１項の規定に基づき、同法第19条第１項各号に掲げる業務を行う登録実施機関を下記のとおり登録したので、同法第32条第１号の規定により、公示する。

平成27年10月１日

東北運輸局長　永松　健次

記

（単位地域の名称）
　青森県
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人青森県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　青森県青森市大字浜田字豊田139番地21
（登録実施機関の代表者名）
　下山　清司
（登録事務等を行う事務所の名称）
　青森県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　青森県青森市大字浜田字豊田139番地21
（登録番号）
　青森一１号
（登録年月日）
　平成27年10月１日

（単位地域の名称）
　岩手県
（登録実施機関の名称）
　岩手県タクシー運転者登録センター
（登録実施機関の住所）
　岩手県紫波郡矢巾町流通センター南２丁目８番３号
（登録実施機関の代表者名）
　小野　幸宣
（登録事務等を行う事務所の名称）
　岩手県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　岩手県紫波郡矢巾町流通センター南２丁目８番３号
（登録番号）
　岩手一１号
（登録年月日）
　平成27年10月１日

（単位地域の名称）
　宮城県Ｂ
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人宮城県タクシー協会仙台地区総支部
（登録実施機関の住所）
　宮城県仙台市宮城野区鉄砲町95番２
（登録実施機関の代表者名）
　佐々木昌二
（登録事務等を行う事務所の名称）
　仙台地区タクシーセンター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　宮城県仙台市宮城野区鉄砲町95番２
（登録番号）
　宮城一１号
（登録年月日）
　平成27年10月１日

（単位地域の名称）
　秋田県
（登録実施機関の名称）
　秋田県タクシー運転者登録センター
（登録実施機関の住所）
　秋田県秋田市八橋大畑２丁目12番53号
（登録実施機関の代表者名）
　伊藤　隆康
（登録事務等を行う事務所の名称）
　秋田県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　秋田県秋田市八橋大畑２丁目12番53号
（登録番号）
　秋田一１号
（登録年月日）
　平成27年10月１日

（単位地域の名称）
　山形県
（登録実施機関の名称）
　一般社団法人山形県ハイヤー協会
（登録実施機関の住所）
　山形県山形市大字漆山字行段1422番地
（登録実施機関の代表者名）
　石川　康夫
（登録事務等を行う事務所の名称）
　山形県タクシー運転者登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　山形県山形市大字漆山字行段1422番地
（登録番号）
　山形一１号
（登録年月日）
　平成27年10月１日

（単位地域の名称）
　福島県
（登録実施機関の名称）
　福島県タクシーセンター